

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024 年 3 月号(第 217 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特集

◆ 中国キャンプ市場の現状

中国若者富裕層ビジネスコンサルティング 代表 劉瀟瀟 …………… 1

■ 経 済

◆ デフレ懸念が高まる中、苦境に立つ製造業

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 研究員 丸山健太 …………… 7

■ 人民元レポート

◆ 春節休暇明けも、人民元安地合いが続く

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦 …………… 10

■ 連 載

◆ 「華南ビジネス最前線」第 61 回 ～FSIE 制度の処分益スコープ拡大による税務条例改正

三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室 …………… 15

■ スペシャリストの目

◆ 税務会計:中国移転価格制度の最新運用状況

—OECD が公表した 2022 年度 MAP 案件関連統計データからの考察

KPMG 中国 日系企業サービス 税務パートナー 陳蔚 …………… 20

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 …………… 24

■ 主要経済指標

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 …………… 30

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特集

中国キャンプ市場の現状

中国若者富裕層ビジネスコンサルティング
代表 劉瀟瀟

はじめに

2020年から、中国国内で新しい成長産業として注目されている市場の1つに、キャンプ市場がある。本稿では、キャンプ市場を整理し、その成長要因を分析した上で、今後の注目ポイントを提示する。

中国におけるキャンプ市場の現状

■全体像

中国のキャンプ市場は急速に発展している。図表1が示している通り、中国のキャンプ市場の市場規模は、年率50%以上の成長が続き、2022年には1,135億元（約2兆3800億円。1人民元=21円。日本銀行基準外国為替相場及び裁定外国為替相場2024年1月数値を使用。以下同様）に達した。さらに、2025年には約2倍の2,483億元になると予想されている。また、世界全体のキャンプ市場¹をみると、2022年に欧米が約65%を占めているのに対し、中国はわずか9.3%であり、今後が期待される。

キャンプ産業には様々なステークホルダーとビジネスが含まれている（図表2）。消費者と関わりが深いものは、キャンプ場、テント、キャンプ用品、食品、アパレル、電子商取引（EC）などの業種と考えられる。

キャンプ人口は、2020年は2,189万人であったが、2022年には1億2,706万人となっている。これは中国の人口の約9%であり、米国の17%、日本の11%に比べるとまだ少ないものの、人口規模が日米より遥かに大きいため、潜在力が高いとみられる。

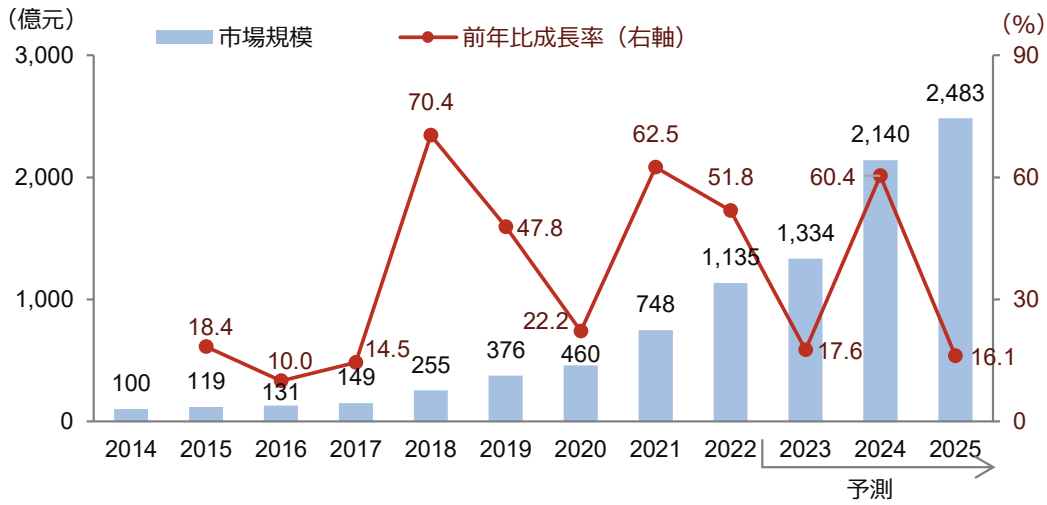
※ここでいう「キャンプ人口」とは、専門的なアウトドアスポーツのキャンプ愛好者だけでなく、例えば日常的に公園でキャンプをするレクリエーション層、つまりキャンプを利用し、キャンプ活動に参加するすべての人々を指す。

■テント市場

キャンプ市場が成長する中、市場規模を大きく伸ばしているのが、キャンプには欠かせない道具のひとつ、テント市場である。図表3の通り、2021年におけるテント市場規模は27億元に対して、2026年には91億元に達することが予測され、年率21.09%のペースで伸びていくと思われる。中国はテントの原材料であるポリエステル長繊維の世界最大級の生産国であるため、供給は安定している。現在、アウトドア用品のメーカー「牧高笛（MOBIGARDEN）」、「探路者（TOREAD）」の2社が上場しており、キャンプはもちろんのこと、アウトドア市場の牽引者としても期待されている。

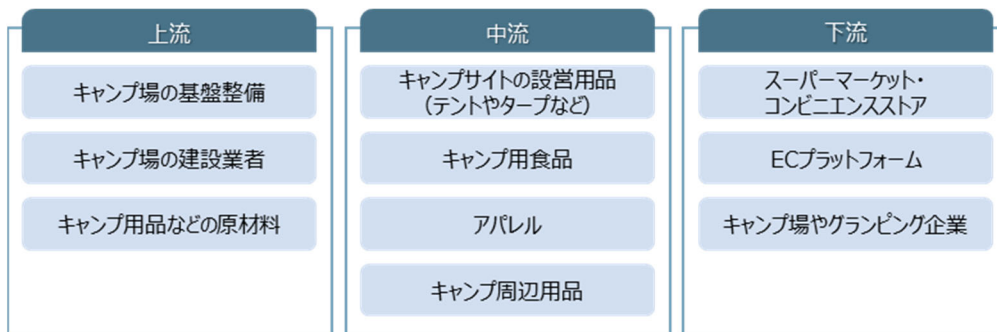
¹ 観研天下『[中国露营帐篷行业发展趋势研究与未来投资分析报告\(2023-2030年\)](#)』2024年1月8日閲覧。

【図表1 中国キャンプ市場の推移】



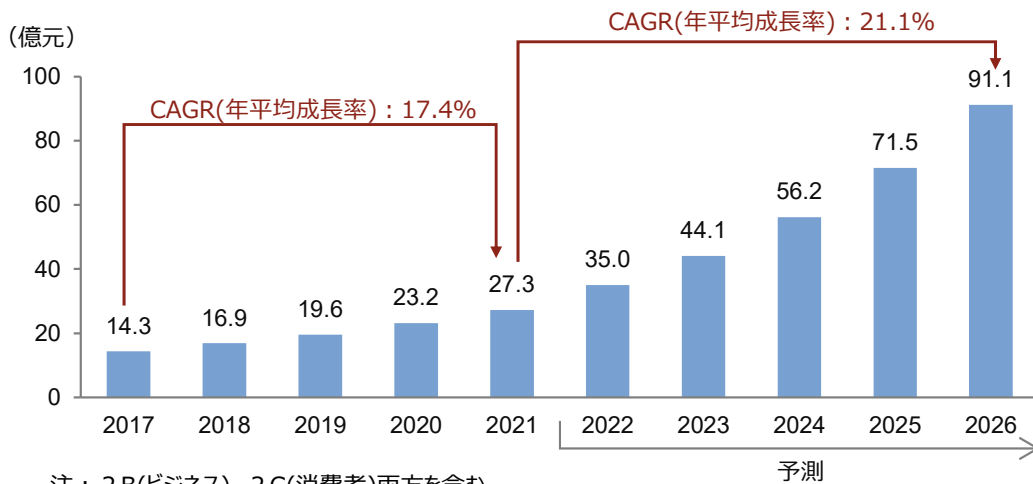
出所：艾媒咨询『2023年中国露营经济市场运行监测报告』（2024年1月8日閲覧）より筆者作成

【図表2 キャンプ産業図】



出所：艾媒咨询『2023年中国露营经济市场运行监测报告』（2024年1月8日閲覧）より筆者作成

【図表3 中国キャンプ用テント業界市場規模と予測】



注：2B(ビジネス)、2C(消費者)両方を含む

出所：頭豹『2022中国キャンプ用テント業界概観』（2024年1月14日閲覧）より筆者作成

中国キャンプ市場発展の要因²

中国キャンプ市場発展の要因には、政策・経済・社会環境・技術など様々な要素が含まれている。

■政策

中国政府は、「全民健身（全国民が身体を鍛える）」のスローガンを掲げて様々な政策を講じ、国民の健康とキャンプを含めたスポーツ産業を促進しようとしている。北京 2022 年冬季オリンピックの開催で、スキーなどのアウトドアスポーツの認知度と人気も一層高まった。キャンプについては、「アウトドアスポーツ産業発展規画（2022-2025）」において、もっと自然資源をアウトドアユーザーにオープンにし、キャンプ製品の供給を増加し、揚子江デルタ地域をキャンプ先進地域として発展させると明記している。これらにより、今後のキャンプ、アウトドア産業は益々発展していくと考えられる。

【図表 4 中国政府が発表したスポーツに関する促進政策（一部、筆者整理）】

日時	機構	主旨	キーメッセージ
2022年3月	国務院	より高いレベルの全民健身パブリックサービス体系の構築について	アウトドアの発展を促進し、「アウトドアスポーツ産業発展規画（2022-2025）」を作成。 アウトドアのパイロット地域を展開し、関連製造企業の発展を促進。
2021年7月	国務院	全民健身計画（2021～2025年）	スポーツと観光の融合を発展させる。 スポーツと観光が融合したよいルート、試合、または模範基地を作る。
2019年10月	国家発展改革委員会	産業構造調整指導目録（2019年版）	観光商品やアウトドア用品の開発、マーケティングを促進。
2016年11月	国家発展改革委員会、国家体育总局、教育省、国家観光局	冬季スポーツ発展計画（2016～2025年）	産業規模が大きく集積効果のある模範基地を設立する。
2016年11月	国立スポーツ総局、国家発展改革委員会など8部門	山岳アウトドアスポーツ産業発展計画	2020年までに山岳アウトドア産業の基本体系を完成させる。

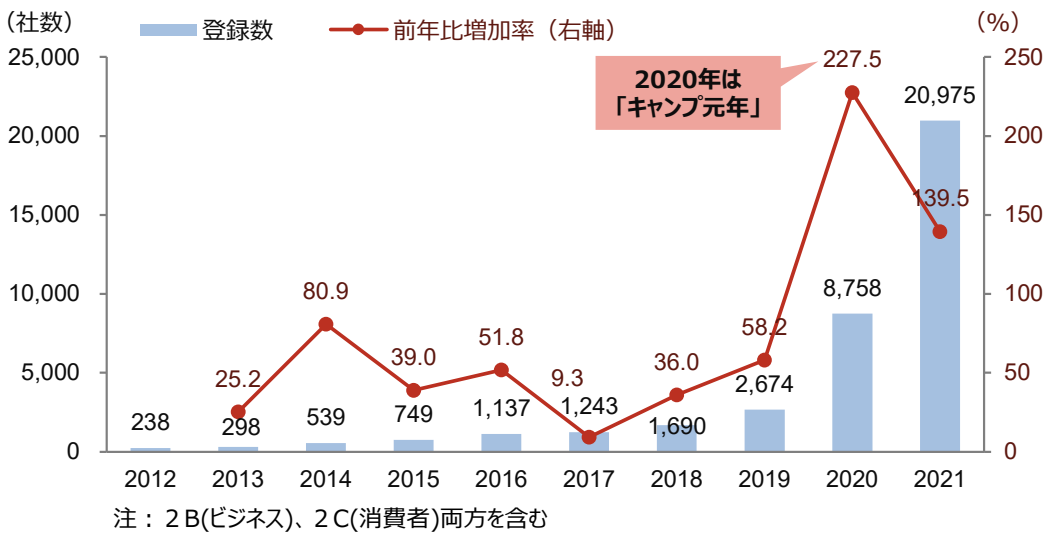
出所：資料を基に執者作成

■経済

中国の経済は緩やかに成長しており、中間所得者層（ミドルクラス）の拡大と収入増が続いている。その結果、ミドルクラスの生活様式が多様化され、スポーツ・キャンプへの関心が高まってきている。図表5のように、2020年はキャンプ関係の企業数が急増しており、2020年は中国の「キャンプ元年」といえる。高価な海外ブランドだけでなく、手ごろな価格のキャンプ製品を販売する国内ブランドの発展により、これまでの数分の1の価格でキャンプを楽しめるようになってきたことが、消費拡大につながっている。

²艾媒咨询『[轻量化户外行业白皮书](#)』を参照（2024年1月14日閲覧）

【図表5 中国近年キャンプ関係企業数の動向】



出所：[国海証券『小众运动深度研究：大戶外的兴起,新时代的社交』\(証券研究報告 紡績服飾 2022年8月1日\)](#) (2024年1月14日閲覧) より筆者作成

■社会環境

2020年の新型コロナAウイルス感染症の流行が、中国のキャンプブーム形成の起爆剤である。ロックダウンの生活の中で、人々は他人と距離をおきながら、自然を楽しみ、癒される活動を心の底から求めていた。その結果、当初はまだユーザーが非常に少なかったキャンプが一気に大人気となり、キャンプ産業の拡大と発展に大きく寄与した。現在、新型コロナウイルス感染症の影響はほとんどなくなっているが、新たな趣味として、キャンプをしながら自然に親しみ、友人と楽しいひと時を過ごすことが、中国で浸透しつつある。

■技術

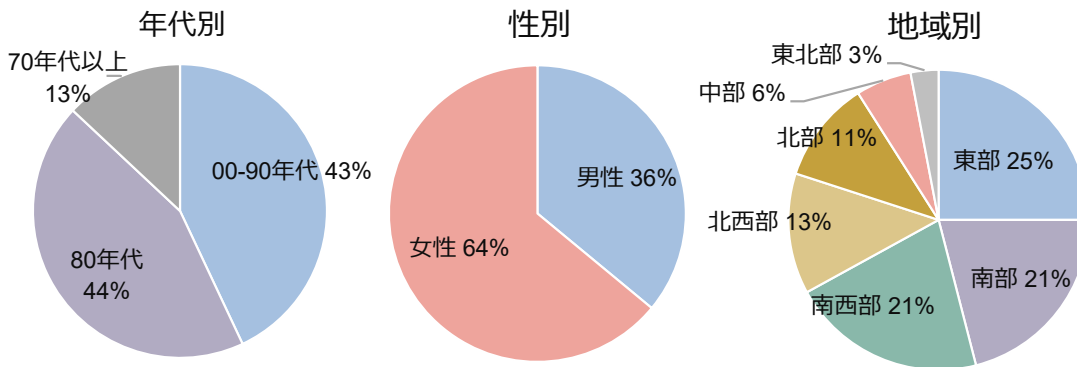
「互聯網+ (インターネットプラス)」を進める中国では、製品やサービスの設計、製造、販売、改善などにおいてインターネットやデータ分析技術が活用されている。キャンプユーザーを細かく分類し、販売データと調査結果を活用し、各セグメントのニーズにこたえるようなブランド戦略と戦術が常に改善されている。その結果、キャンプユーザーの拡大と継続につながっているとみられる。

中国キャンプ市場の消費者像

中国の消費市場および消費者を分析するときに、「年代差」と「地域差」を合わせて考える必要がある。その理由は、中国の歴史的背景によって、現在の50代以上の世代と30代以下の世代の成長環境、価値観、教育などに大きな差があり、一律に考えることはできないためである。さらに、中国各地(沿岸部・中心部・西部など)の発展状況が異なるため、経済発達状況、外国との交流、教育・医療資源などにも大きな格差が生じている。従って、「40代の人」と一区切りにすることも好ましくない。

キャンプ市場の消費者の中心³は、1980年代生まれの「80後」および、1990年代生まれの「90後」とみられている。20代、30代の彼らは、教育レベルが高く、経済的に余裕があり、海外のレジャー情報を入手しやすい。また、経済力が高い大都市、経済発展の水準が高い沿岸部都市（東部、南部、一部南西部など）に居住する人が多いとみられている。若い女性にはおしゃれなグランピング、子連れには親子キャンプが好まれている。

【図表6 2021中国キャンパーの特徴】



出所：国海証券『[小众运动深度研究：大户外的兴起,新时代的社交](#)』（証券研究報告 紡績服飾 2022年8月1日）（2024年1月14日閲覧）より筆者作成

実際、彼らはなぜキャンプを始めたのか。筆者はキャンパーのKOL（キーオピニオンリーダー）の一人である安さんにインタビューし、その理由を聞いた⁴。最も大きな理由は、社交のためだという。キャンプブームを作り出したのは、一級都市に居住しているエリートたちのものである。彼らの多くは、大企業の管理職や起業して成功した経営者であり、経済的な余裕があるだけでなく、精神的な豊かさを求めている。教育レベルが高く、留学または海外駐在経験も豊富なため、レジャーにおいて様々な情報収集をするようだ。

キャンプ場の始まりは、会員制のようである。2019年当時4,000元（約8.4万円）の年会費は決して安くはないが、「年会費を払える人」は、そこそこ経済力があり、中国におけるキャンプの先駆者たちといえる。彼らにとってキャンプは、休みの時に行く場所としてだけでなく、いろいろな意味でフィルターがかけられた「よい社交場になる」と考えて入会したようだ。前述の通り、中国は「世代」と「地域」の違いで様々な格差が生じている。余計なストレスなく、仕事やいやなことを忘れながら、安心して共通の趣味を楽しめることが求められている。実際のところ、キャンプだけでなく、例えば名門小学校の親限定のスポーツクラブ、経営者の「ママ友」しか参加できない華道教室など、非公開の限定グループは、近年中国の大都市でじわじわと広まっているようである。

³ 艾媒咨询『[轻量化户外行业白皮书](#)』、国海証券『[小众运动深度研究：大户外的兴起,新时代的社交](#)』（証券研究報告 紡績服飾 2022年8月1日） 一部参考 2024年1月14日閲覧

⁴ 筆者東洋経済オンライン記事「[中国人が「日本人キャンパーは憧れ」と熱く語る訳—空前のキャンプブームで日本ブランドに熱視線](#)」（2022年10月9日）を参照

また、子供も大きな理由であるという。エリートは高品質な親子時間を求めるとされる。ただ一緒に時間を過ごすのではなく、一緒に楽しく何かを成し遂げることは成長につながり、親子の絆も深まる。将来、子供の趣味、生活や人生にも影響を与えるかもしれないので、「厳選された」同士と一緒にであれば子供たちの交友関係にも役に立つはず、と考えている。「孟母三遷」まではしないが、子供と一緒に遊ぶ相手を注意深く選んでいるのだ。

現在、キャンプがブームになり、選択肢も一緒に行く仲間も増えているが、安さんのような先駆者たちが、こういった小さな輪から中国の新しい消費スタイルを作っていくのだろう。

おわりに

中国のキャンプ市場は、経済発展が緩やかになっている中、数少ない成長市場であり、ユーザーも若い市場といえる。また、日本のキャンプ文化全般（製品、キャンパー、サービス提供など）を「先生」として憧れ、数倍高くても日本のキャンプ用品を求めようとしており、日本のキャンプ関係業者にとっても注目する価値がある。ただし、一般的なキャンプ用品では差別化が難しく、中国国内のメーカーも様々なニーズに応えるようになってきている。今後、「From Japan」「Made in Japan」であるだけでなく、ターゲットである消費者に対し、付加価値のあるストーリーを訴える必要がある。

一方、キャンプ市場は、テントやキャンプ用品だけではなく、例えば車（特にキャンピングカー）、ミールキット、ポータブル電気製品など、幅広いビジネスにおいてチャンスがあると考えられる。中国市場においては、こういった新しいポイントを見つけ出すことで、ビジネスの成長につながるのがよいだろう。

(執筆者連絡先)

中国若者富裕層ビジネスコンサルティング

代表 劉瀟瀟 (リュウ シャオシャオ)

E-mail: liu@xiaoxiao-liu.com ホームページ: <https://xiaoxiao-liu.com/>

経済

デフレ懸念が高まる中、苦境に立つ製造業

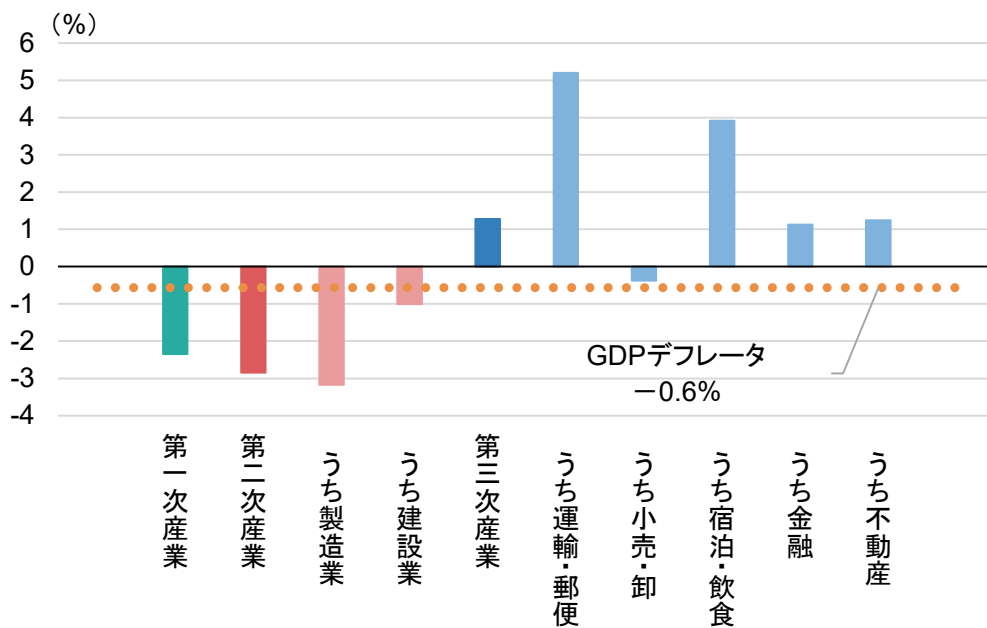
三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
研究員 丸山健太

デフレ懸念が高まる中国経済

2023年後半から、中国ではデフレ懸念が高まっている。消費者物価指数(CPI)は2023年3月以降、前年比+1%を下回る低い伸びが続き、10月から足元にかけて4カ月連続で前年割れした。また、経済全体の物価動向を示すGDPデフレーター(物価の変動を表す指標で、名目国内総生産(GDP)を実質GDPで割ったもの)は、2023年通年で前年比-0.6%と8年ぶりにマイナスに陥った。

2023年のGDPデフレーターを業種別にみると、ゼロコロナ政策の撤廃を受け、需要が急回復した運輸・郵便(前年比+5.2%)や宿泊・飲食(同+3.9%)などの対面型サービス業では前年から大きく上昇した一方、製造業(同-3.2%)の下落幅の大きさが目立つ(図表1)。2023年のCPIの内訳をみても、サービス価格(前年比+1.0%)は上昇した一方、財価格(同-0.3%)は下落した。

【図表1 業種別 GDP デフレーター (前年比 : 2023年)】



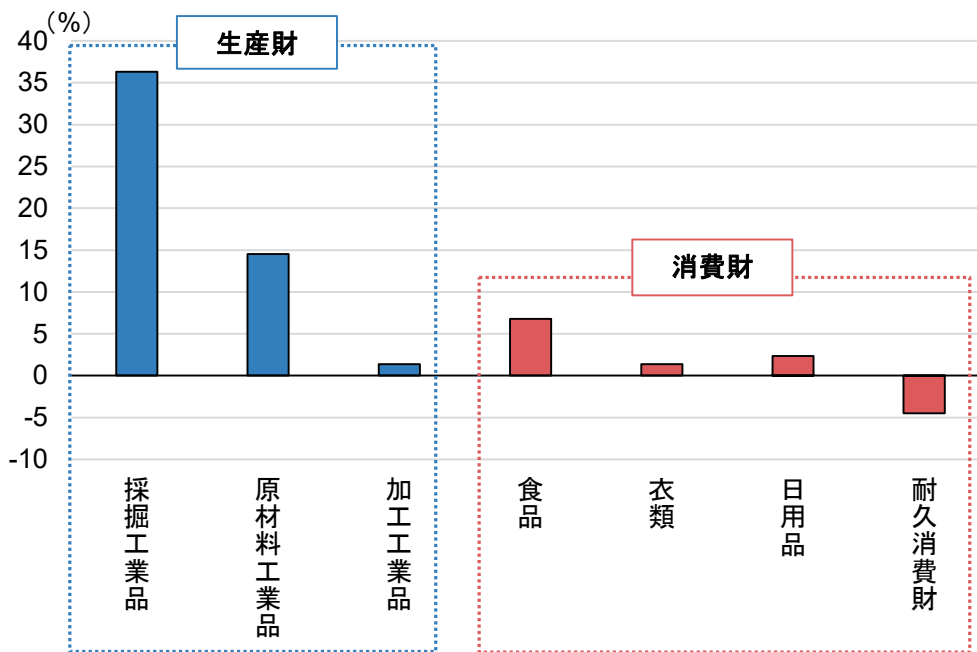
(出所) 国家統計局より三菱UFJリサーチ&コンサルティング(MURC)作成

価格転嫁が困難な環境下で、製造業の企業利益は減少

製造業の GDP デフレーターや CPI における財価格の下落の背景に、消費財需要の弱さがある。2023 年の小売売上高の内訳をみると、飲食サービス消費が前年比+20.4%と大幅に増加したのとは対照的に、財消費は同+5.8%と増加したものの、2010~2019 年にかけて年率+11.5%で増加していたことを考えると、低い伸びにとどまった。

消費財需要の弱さにより、企業は価格転嫁が困難だった。直近 2024 年 1 月の製造業の企業購入価格指数は、2019 年平均から 10.0%上昇した一方、出荷価格指数は 5.7%の上昇にとどまった。図表 2 で同月の企業出荷価格指数をサプライチェーンの段階ごとに分けてみると、世界的な資源価格の上昇などを反映し、生産財の中でもサプライチェーンの川上ほど出荷価格の上昇幅が大きい一方、川下ほど価格上昇幅は小さく、加工工業品は 2019 年から 1.4%の価格上昇にとどまった。消費財は、食品が 2019 年比で 6.8%上昇したものの、衣類や日用品は同 1~2%の価格上昇にとどまり、耐久消費財価格は同 4.5%下落した。

【図表 2 企業出荷価格指数（2024 年 1 月）の 2019 年からの上昇／下落率】



(出所) 国家統計局より MURC 作成

相対的に川下の消費財の価格上昇幅は限定的であり、耐久消費財に至っては価格が下落していることから、中間に位置する企業にとって価格転嫁が困難だったと推察される。企業間の力関係が価格を決める側面もあるが、消費低迷と財価格下落が同時に生じていることから、現在の局面では消費者の消費意欲の低さが価格転嫁の難しさの最大要因であると考えられる。

その結果、2023 年の製造業の企業利益は前年比-2.0%と、ゼロコロナ政策の撤廃にもかかわらず、2 年連続で減益となった。中でも、化学原料・製品製造業（前年比-34.1%）、セメントやガラスを含む非金属鉱物製品製造業（同-23.9%）、医薬品製造業（同-15.1%）、コンピュータ・通信・その他電子設備製造業（同-8.6%）の減益幅が大きかった。

デフレスパイラルに陥る懸念も

政府は、消費低迷による物価下落が企業利益を押し下げる状況に対応するため、消費券配布などを通じた消費喚起策を実施している。もっとも、消費低迷の根本原因は、先行き不安を背景とした消費者マインドの悪化であり、その場しのぎの政策による効果は限定的にとどまるだろう。

消費者マインドの改善には雇用不安の解消が必要だが、そのためには企業業績の改善が欠かせない。足元では、需要の弱さによるデフレ懸念の高まりを背景とした企業業績の低迷が、雇用・所得情勢の悪化をもたらし、消費需要をさらに下押しするデフレスパイラルに陥る兆しがみられる。

こうした局面を打開するため、政府には、不動産に代わる景気の牽引役を担う新たな産業の創出・育成などの成長戦略に対する一層の注力が求められる。また、企業・消費者を含む社会全体に漠然とした景気の先行き不安をもたらしている、政府の経済軽視とみられる姿勢や不透明な政策決定プロセスなどにも改善の余地がある。いずれも即効性はないが、デフレスパイラルに陥るリスクを回避するには、大胆な措置を地道に講じていくことが必要となるだろう。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

人民元レポート

春節休暇明けも、人民元安地合いが続く

三菱UFJ銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

2月のレビュー

中国人民元（以下、「人民元」）の対ドル相場は7.17台で取引を開始した。2日の米雇用統計が市場予想を大幅に上回ったことでドル高が進行し、5日には7.19台後半まで下落。ただ、6日には中国人民銀行（以下、「人民銀」）が対ドル基準値を人民元高方向に設定したことなどから、7.2大台を前に下げ止まった。7日には、政府系投資会社が中国株式市場への投資を拡大すると発表したことで株価が上昇に転じ、人民元も7.18台前半まで反発したものの、春節の連休前後は、7.19台を挟んだ狭いレンジでの取引が続いた。連休後の20日には、人民銀が5年物の最優遇貸出金利（LPR）を引き下げたことが好感され、上海総合指数が12月12日以来の3,000台まで回復。人民元も7.17台まで上昇したが、中米金利差が拡大したこともあり、人民元高は続かなかった。23日以降は7.19台でのみ合いが続くが、この間、国有銀行によるドル売りが行われたと報じられている。本稿執筆時点では、7.19台後半で推移する（第1図）。

対円相場は20.4台で取引開始。米雇用統計発表後に円安が進むと、20.6台まで上昇した。8日には、内田日銀副総裁が「緩やかな金融環境を維持していく」と発言したことを受けて円安が加速し、20.7台後半まで上伸した。春節明けの19日以降は20.9台まで上昇したあとは上値が重くなり、同水準近辺での推移が続いた。本稿執筆時点では、20.9台前半で推移する（第2図）。

【第1図：人民元対ドル相場（2月29日13時時点）】



(資料) Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第2図：人民元対円相場（2月29日13時時点）】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

春節の連休中、国内では消費が盛り上がった

2月10日～17日の春節休暇では、延べ90億人が国内を移動し、観光地での消費はコロナ禍前の2019年と比較して7.7%増加した。国際線の便数が回復しきっていないこと、地方政府が消費券を配布したこと、高速道路の通行料が無料になったことなど、海外旅行よりも国内旅行の需要が喚起された模様だ。ただ、旅行者一人当たりの支出額は2019年の水準に届かなかったようで、ここにも景気回復の遅れている影響が滲む。地方政府は、休暇後も消費券の配布を継続せざるを得ない状況にある。

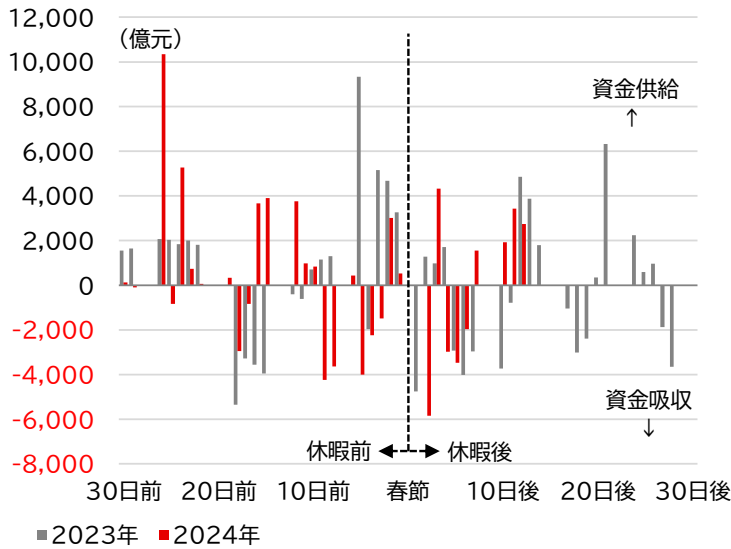
予想外の利下げに踏み切った人民銀

こうしたなか人民銀は、休暇入り直前に公表した『金融政策執行報告』で、景気下支えのために流動性供給を拡大するとの方針を示していた通り、休暇明けの資金吸収を控えている（第3図）。また、20日には5年物のLPRを引き下げた。市場は据え置きを予想していたため、今回の利下げはサプライズとして受けとめられた。人民銀が景気刺激を強化する兆しと捉えられたことから、上海総合指数が3,000を超えて上昇し、人民元も一時的に7.17元台まで買われた。もっとも、これで政府当局による景気対策が十分という評価には至っていない。米国の早期利下げ期待が後退したこともあり、中米間の金利差は拡大に転じており、人民元相場には下落圧力がかかり続けている（第4図）。

海外旅行者数の回復は途上だが、すでにサービス収支「悪化」が進む

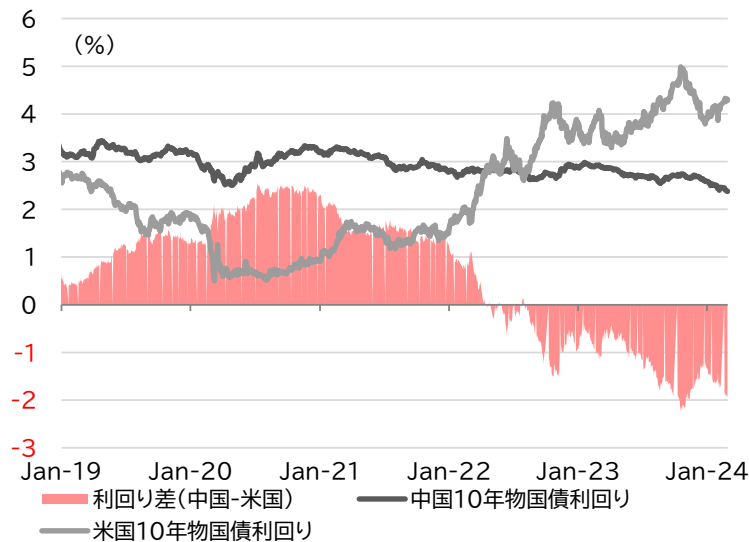
なお、春節休暇中の国際旅客便数は、2019年比で7割弱程度の回復にとどまったと報じられている。一方、民間決済業者のデータによると、海外での決済金額も2019年の8割程度にとどまるようだ。ただ、ここもと、ビザが不要なタイやマレーシア、シンガポールへの渡航者は増加し、現地での支出額も急増しているようだ。このため、中国のサービス収支の赤字額は、すでに2019年以前の水準にまで「悪化」している（第5図）。今後、さらに海外旅行者が増加すれば、人民元安圧力を強めるものと予想される（第6図）。

【第3図：春節前後の人民銀による資金供給・吸収】



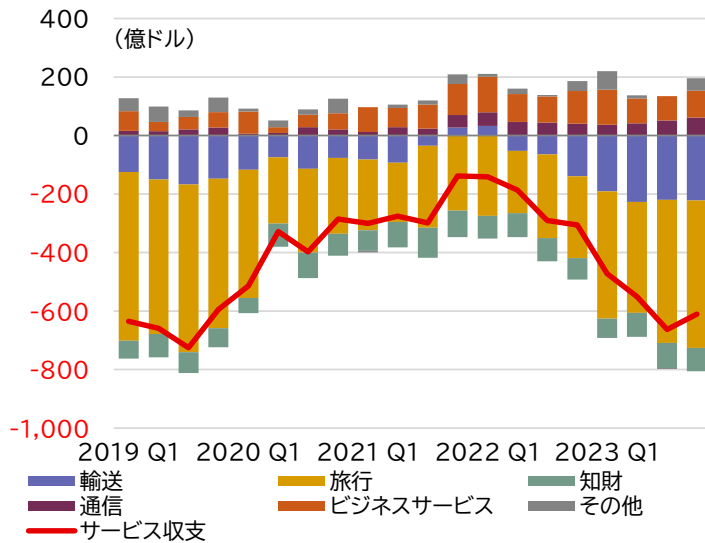
(資料) 中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第4図：中米10年物国債利回り差 (=中国-米国)】



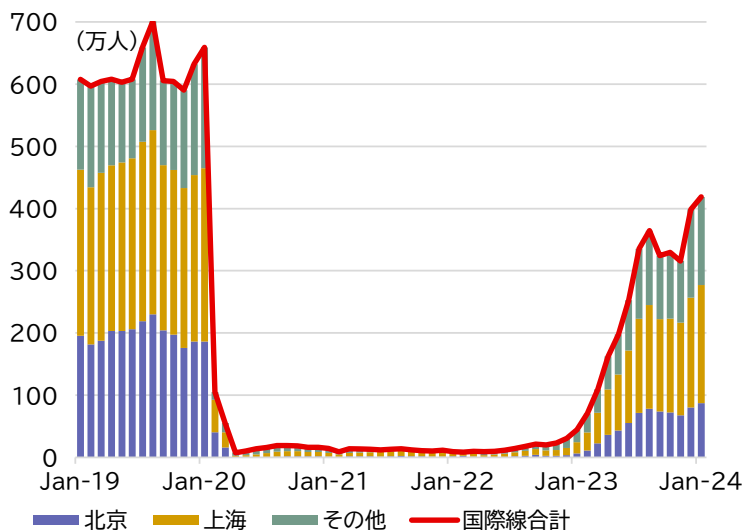
(資料) Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第5図：サービス収支の推移】



(資料) 中国国家外貨管理局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第6図：国際線の旅客数】



(資料) 中国民航局、北京首都国際空港株式会社、上海国際空港株式会社より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：全人代と、主要国の金融政策に注目

3月は、5日から国会に相当する全国人民代表大会（全人代）が開催される。例年、全人代では実質GDP成長率やインフレ目標など、今後1年間の経済目標が発表される。今年も高い成長率目標が設定され、財政出動や金融緩和の強化が決定されるか、という点に注目が集まっている。もっとも、当方は、年半ばまでの経済運営の方針が議論される4月の共産党政治局会議までは、大規模な景気対策は打ち出されないとみている。現状、不動産バブルなどのリスクを抑制するという12月の中央経済工作会議での決定が経済運営の方針となっている。この方針転換を図ることになるが、その際はまず、最高意思決定機関である共産党が方針転換する必要があると考えるためだ。

翻って、来月は ECB、日銀、FRB の主要三中銀の会合が予定されている。足もとでは、人民銀の利下げを受けて中米金利差が拡大している。かかる状況ゆえ、人民銀が追加利下げをすることは考えないが、仮に FRB がタカ派姿勢を強めた場合、一段と内外金利差が拡大し、人民元安圧力が強まることになりそうだ。ただ、人民銀は足もと、為替相場の急変を容認しない姿勢を鮮明にしている。全人代という、年前半の最大の行事が予定されていることから、過度な人民元安圧力がかかる局面では、これまで報じられてきたように、国有銀行によるドル売りなどを通じた抑制策が講じられるとみておきたい。

【予想レンジ】

	24年3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
USD/CNY	6.900～7.300	6.800～7.200	6.700～7.100	6.650～7.050
CNY/JPY	20.4～21.8	20.2～21.6	20.1～21.5	20.0～21.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024年2月29日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

連載

**「華南ビジネス最前線」
第61回 ～FSIE 制度の処分益スコープ拡大による税務条例改正**

三菱UFJ銀行
香港法人営業部
アドバイザー室

欧州連合（EU）が2021年に香港を「税務上非協力的な国・地域のリスト」（EUウォッチリスト）に追加したことを受け、香港政府は、香港外（オフショア）からの受動的所得に対する免税制度（FSIE制度）の見直しに積極的に取り組んでいる。

最初の改正は2023年1月1日に施行¹された。これに対しEUは肯定的なコメントを出したものの、2023年2月に公表されたEUウォッチリストには、依然として香港が掲載されたままとなっている。その理由は、現状のFSIE制度において、海外処分益の課税範囲は株式取引に限定されており、その範囲が十分に包括的ではなく、最新ガイドラインの要件を満たしていないと判断されたためである。

その対策として、香港政府はFSIE制度を再改正し、処分益に対する課税範囲をさらに拡大することを計画している。本稿では、税制改正の背景と詳細、および香港に拠点を置く企業への影響について解説する。

1. 背景

2023年1月に発効されたFSIE制度は、多国籍企業グループの構成企業（対象企業）における海外から受領する①利息、②配当、③持分処分益、④知的財産権（IP）の使用による所得、の4種類のみを対象としている。外国子会社から受け取る利息について、香港で実質的な経済活動が行われていなければ、香港の課税対象となる。オフショアからの配当および持分処分益は、経済的実体要件を満たさなくても資本参加免税制度で救済される可能性がある。また、オフショアのIPによる所得に関しては、免税範囲を決定するためのネクサス・アプローチ（図表1を参照）が適用される。つまり、適格知的財産から得られる適格知的財産所得は、ネクサス比率によって免税対象となる。

2022年12月、EUは最新のFSIEガイダンス²を公布した。更新されたFSIEガイダンスでは、処分益（EUの用語では「キャピタルゲイン」）を含むあらゆる受動的所得をFSIE制度の対象にすべきと明記されている。

¹ 詳細は当室作成のニュースフォーカス2022年第13号「[香港の受動的所得に対するオフショア免税制度（FSIE制度）の改正法案](#)」をご参照

² FSIEに関するEUガイダンスは[EUレポート](#)のAnnexをご参照

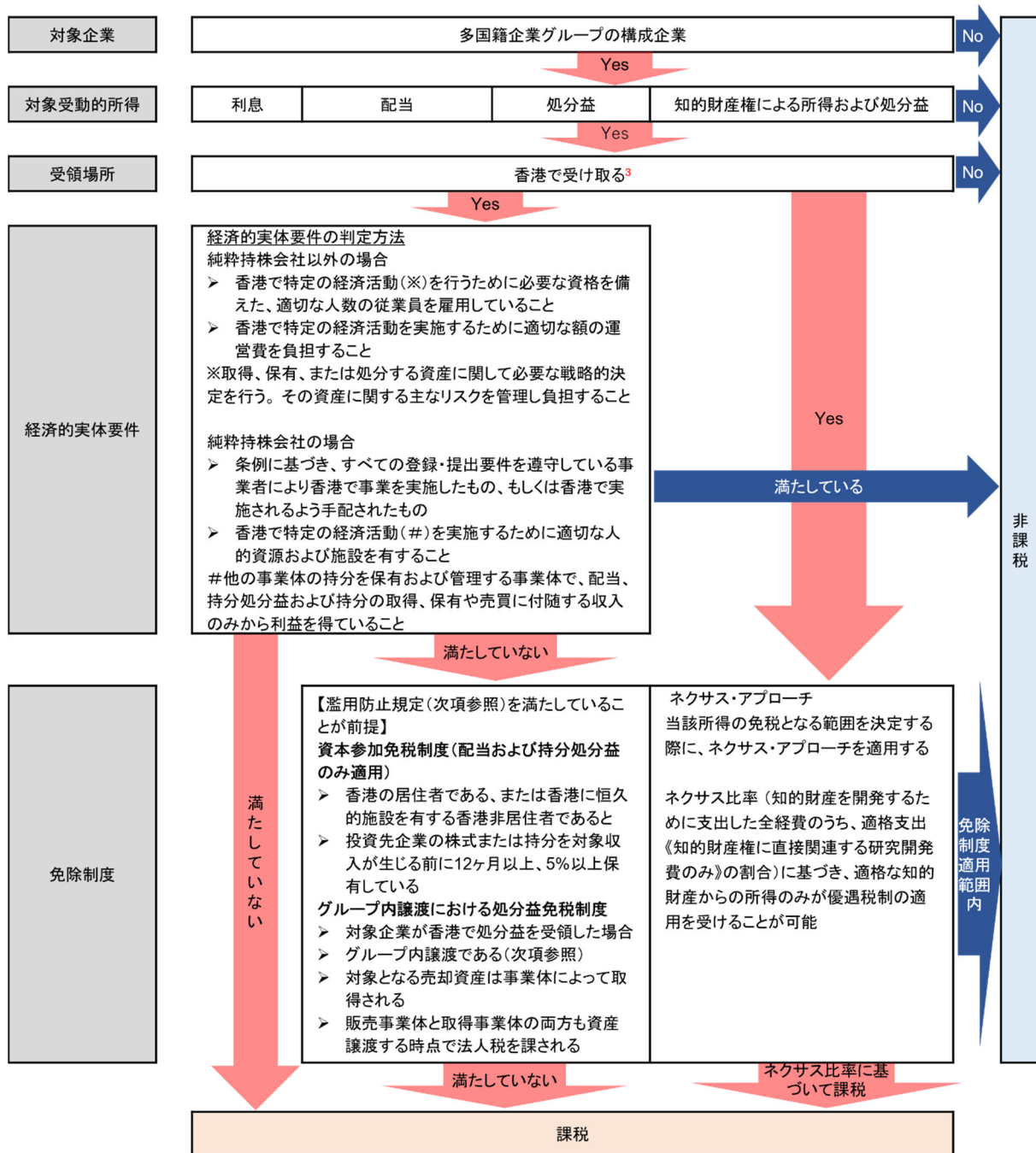
香港政府はこれを受け、法案を再改正し2024年1月1日より実施するため、2023年10月13日に官報に掲載、同年10月18日に立法会へ提出した。これを見ると、引き続き対象企業における上記(①~④)の4種類のオフショア受動的所得)のみを対象とし、オフショア能動的所得は対象外となっている。主な改正内容は、処分益対象となる所得の範囲の拡大であり、すべての種類の資産処分によるオフショア源泉の利益を含むとしている。対象となる資産については、EUが非網羅的なアプローチを採用する必要があると示唆しているため、この法案は具体的な対象リストを定めていない。

香港がEUのFSIEガイダンスを遵守せず、EUウォッチリストに掲載され続けた場合、香港企業が行う金融取引に対する監視の目が強まり、監査リスクの増大に直面することになる。さらに、EU諸国で損金算入が認められず、源泉税率が引き上げられる可能性もある。そのため、香港政府はFSIE制度の変更に迅速に対応する必要に迫られている。

2. 本法案の改正内容

図表1の課税判断フローチャートは、2023年10月の官報に掲載された法案内容を反映したものである。

【図表1：課税判断フローチャート】



出所：2023年10月13日付の香港政府官報より三菱UFJ銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室作成

今回の税制改正により、処分益対象となる所得の範囲が拡大される。従来の持分処分益のみならず、動産および不動産の資産売却における処分益も、救済措置の要件を満たさない場合は香港で課税されることになる。関連する改正内容を抜粋して図表2に整理する。

³ 「香港で受け取る」とは、1) その金額が香港に送金、もしくは持ち込まれた場合、2) 香港で行われている事業で発生した債務の返済に使用される場合、3) その金額で動産を購入し、それを香港に持ち込む場合のこと

【図表2：FSIE制度の改正概要】

概要（抜粋）		
処分益の対象	<p>動産および不動産の売却による処分益（以下、「処分益」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動産：不動産を除くあらゆる種類の財産を指す ● 不動産： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地（水で覆われているかどうかを問わない） ➢ 土地内または土地上の不動産、権利、権益または地役権 ➢ 土地に取り付けられたもの、または土地に取り付けられたものに永久的に固定されたもの ● 処分益：IP 処分益および非 IP 処分益 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IP 処分益：知的財産の売却から得られる利益 ➢ 非 IP 処分益：IP 処分益を除く、動産および不動産の売却から得られる利益 	
対象外となる処分益	<p>トレーダーである事業体により発生し、トレーダーとしての事業に由来する、またはそれに付随する非 IP 処分益</p>	
グループ内譲渡における処分益免税制度	要件	<p>以下の要件をすべて満たす場合、免除可能となる</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象企業が香港で処分益を受領した場合 グループ内譲渡である場合 対象となる売却資産が事業体⁴によって取得される場合 販売事業体と取得事業体の両方から、資産譲渡の時点で法人税が徴収される場合
	「グループ内」定義	<p>以下のいずれかを満たす場合、グループ内譲渡とみなされる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一方が他方に対して関連権益を有する場合 ➢ 第三の事業体が、販売事業体と取得事業体の両方に対して関連権益を有する場合
	関連権益定義	<p>以下のいずれかを満たす場合、事業体 A は事業体 B の関連権益を有するとみなされる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業体 A が、直接または間接に事業体 B の受益権を 75%以上保有する場合 ➢ 事業体 A が、直接または間接に事業体 B の議決権を 75%以上行使可能、または行使可能な権利を保有する場合
	濫用防止規定	<p>処分益が生じた動産および不動産に、以下のいずれかが 2 年以内に発生する場合、グループ内譲渡の免税制度は適用されなくなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売事業体または取得事業体から、利益にかかる税が徴収されない場合（事例①） ➢ 販売事業体または取得事業体が、相互の関連会社ではなくなる場合（事例②）
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得事業体は、販売事業体と同じ費用で同じ日に対象動産および不動産を取得したものとして扱われる ● 将来、対象動産および不動産を第三者に販売する際に上記の取得金額で譲渡益を計算し、税金を納める
	事例①	<p>A 社は、B 税務管轄区域にある B 社の完全子会社で、両社とも香港で事業を行っていた。B 社は 2025 年 1 月 1 日より香港での事業を停止する。この日をもって B 社は香港での課税義務を終了する</p>
	事例②	<p>C 社は D 社の所有権を 100%保有していた。2025 年 2 月 1 日に、C 社は D 社の所有権を第三者に売却する。C 社と D 社は相互の関連会社の関係を終了する</p>

出所：内国歳入庁（IRD）などの公開情報より三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室作成

⁴ 事業体とは、法人（自然人を除く）またはパートナーシップや信託など、個別財務アカウントを持つ組織のこと

3. まとめ

香港政府は、EUの要請に応じて税制を見直すとしながらも、地理的源泉地課税の原則⁵を維持し、競争力のある簡素な税制を堅持するよう努めると改めて述べた。今回の改正は、主にペーパーカンパニーの海外処分益が二重非課税となることを防止する内容となっているため、香港にて経済的実体を持つ日本企業を含む多国籍企業への影響は限定的と考えられる。さらに、グループ間の株式取引における免税制度や、トレーダーが通常業務時に資産を売却する際に生じる処分益が免税となる特例を設けている。たとえば、香港で証券売買業務を行っている多国籍企業は、香港にて一定の経済活動を実施していることが証明できれば、海外での株式取引で発生する売却益は特定国外源泉所得の範囲から除外される。

将来的にM&Aや資本再編などの取引を実施する計画がある場合は、今回の改正内容を踏まえ、実施時期や潜在的な税務リスクについて検証する必要があるだろう。経済的実体を満たしていない企業はこれを機に、ふさわしい経歴を持った適正な人数の従業員を雇用し、事業経費を増加させることによって会社の実体を充実させるのも対策の一つといえよう。

たとえ、経済的実体要件を満たすことができない企業であっても、海外で発生する資産処分による利益は通常、源泉地国の税務管轄区域で課税されるため、ユニラテラルな税額控除を適用することで二重課税の回避が可能となる。納税の不確実性を抱える企業は、事前裁定(Advance Ruling)にて当局の見解を問い合わせるのがよいだろう。当室では、引き続き香港におけるFSIE制度の動向を注視していきたい。

(本稿はニュースフォーカス2023年10月30日発行分を一部修正したレポートです)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室

住所：18/F AIRSIDE, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong

Email: Carrie_NC_Au@hk.mufg.jp

TEL: 852-2823-6091

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

⁵ 地理的源泉地課税の原則 (Territorial source principle) とは、香港域内で生じた所得に限って課税する属地的課税方式のこと

スペシャリストの目

税務会計: 中国移転価格制度の最新運用状況
—OECD が公表した 2022 年度 MAP 案件関連統計データからの考察KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

背景

中国税務当局は、複雑に変化する国際経済環境に直面し、多国籍企業の発展を積極的に支援している。そして、「外資誘致」する企業により高い租税徴収の確実性を提供し、良好な租税徴収環境を構築するよう努めている。この過程において、伝統的な移転価格制度がより効果的に活用される一方、中国の特定地域では革新的な移転価格制度が導入され、納税者へ移転価格リスク管理に対する多くの選択肢を提供している。

本稿では、経済協力開発機構 (OECD) が 2023 年 11 月に公表した中国本土の相互協議 (Mutual Agreement Procedure : MAP)¹ の統計データ、中国国家税務総局 (STA) が 2023 年 12 月に公布した「中国事前確認 (APA) 制度年次報告書 (2022)」(以下「APA 年次報告書 (2022)」)、及び中国の特定の地方税務当局 (例、広東省深圳市) が公布した、新しい移転価格管理制度の概要を説明するとともに、多国籍企業にとって有効な移転価格リスク管理制度の運用状況について考察する。

中国の MAP 制度の最新運用状況

OECD は 2023 年 11 月 14 日付けで 2022 年 12 月 31 日現在の MAP 事案に関する統計データを公表した²。さらに、OECD は初めて各租税管轄地域の MAP 政策と実務を要約したガイドラインを公表した。中国本土における MAP 事案の統計概要のポイントは下記の通りである。

1. 事案の発生件数と終了件数はやや減少したものの、依然として高水準にある。

2022 年に中国本土で発生した MAP 事案³ は合計 39 件であり、2021 年に発生した MAP 事案 43 件に比べてやや減少した。2022 年末時点で中国本土における既存 MAP 事案は合計 179 件であり、締結先は主に韓国、米国、イタリア、日本、スイスなどである。2022 年に終了した MAP 事案は合計 22 件であった。

¹ MAP とは、各国 (管轄地域) の税務管轄当局間で租税条約の相互協議条項に従い、個別事案に対する交渉・協議を行うことで、納税者の二重課税、条約政策の執行、租税待遇の差異化などの問題を共同で解決する協議をいう。

² 統計データの詳細内容は OECD ホームページ (<https://www.oecd.org/tax/dispute/mutual-agreement-procedure-statistics.htm>) から閲覧可能。

³ MAP 事案は、移転価格事案とその他の事案を含む。移転価格事案とは、納税者の相互協議手続きの申請が恒久的施設 (PE) の利益帰属または関連者間の利益配当に関連しているものをいう。また、ここでは移転価格事案以外の MAP 事案を「その他の事案」と称する。

2. 移転価格事案の受理から処理開始までの時間が短縮した。

事案の受理から処理開始までの平均期間は、2022年は1.77カ月であり、2021年の1.83カ月及び2020年の4.3カ月より短縮され、中国税務当局のMAP事案の受理効率は大幅な改善を示した。

3. 2022年のMAP事案の平均解決期間が短縮した。

2022年に終了した移転価格事案の平均解決期間は33.44カ月、その他の事案の平均解決期間は28.84カ月であり、いずれも2021年の平均解決期間37.89カ月、41.93カ月より短縮した。

中国のAPA制度の最新運用状況

STAは2023年12月19日付けで、中国語版・英語版の「APA年次報告書(2022)」を発行した。同報告書は、中国APAの最新制度、手順、データ及び実施状況を体系的に紹介し、2005年から2022年までのAPA交渉・締結の統計データと分析を収録している。ポイントは下記の通りである。

1. APAの締結の件数は年々増加している。

中国税務当局は2022年に累計34件のAPAを締結し、うち、ユニラテラルAPAが19件、バイラテラルAPAが15件である。APAの締結件数は年々増加している。また、受理段階(協議意向と申請の段階を含む)にあるユニラテラルAPAが34件、バイラテラルAPAが145件である。これは、国際租税協力の深化を背景に、国際的な二重課税を回避・解消するために、企業がバイラテラルAPAの申請をより積極的に行っている傾向を示している。

2. APA締結を行う業種は、依然として製造業がメインであり、卸売業及び小売業の締結割合も増加する傾向がある。

締結されたAPAは主に製造業に係るケースが多く、総件数の78.1%を占めている。これは、APAが実体経済に貢献する役割を浮き彫りにした。また、卸売業及び小売業関連のAPA締結件数も総件数の10.4%を占め、近年その割合は顕著に高まっている。中国の産業構造の多様化に伴い、今後は、サービス業及びその他の業種に係るAPA締結件数も徐々に増加していくと見込まれる。

3. APAに係る関連者間取引は、依然として有形資産の取引がメインであり、その他の取引形態の割合も増加している。

関連者間取引の形態別で見れば、2022年までに締結されたAPAのうち、有形資産の譲渡に係るケースはすべての関連者間取引形態の55.5%を占めている。今後、無形資産の譲渡、役務取引、資金調達、金融資産の譲渡などにより、多くの関連者間取引に係るAPAの締結が予想される。

4. APAの交渉・締結の効率はさらに高まった。

APAの締結までの所要時間について、2022年に締結された19件のユニラテラルAPAのすべてが24カ月以内に締結されている。また、同年に新規締結された15件のバイラテラルAPAのうち、10件が24カ月以内に締結され、5件が24カ月以上かかっている。バイラテラルAPAの締結までの所要時間は、企業が提出した申請書類の質、案件の複雑さ、企業の申請時期、両国・地域の税務当局の推進意欲など、多くの要素の影響を受ける。

5. APA で使用される移転価格算定方法は、依然として取引単位営業利益法がメインである。

2022年までに締結されたAPAのうち、取引単位営業利益法が、すべての移転価格算定方法のうち83.5%を占め、最もよく使用されている方法である。近年、中国の税務当局は、取引者双方が価値創造における貢献度及びロケーション・セービング、マーケット・プレミアムなど特別な要因を評価する際、取引単位営業利益法を使用することを積極的に勧めている。

深圳地区における新たな移転価格事前裁定制度の公布・施行

広東省深圳市税務局は、2023年12月28日付けでクロスボーダー移転価格事項の事前裁定関連の通知⁴を公布した。この制度のもとで、企業の将来のクロスボーダー移転価格事項に対し、その特別納税調整リスクレベルについて、納税者の申請により、税務当局が定性分析を行い、評価意見書を発行する。この制度は、主に特定のクロスボーダー関連者間取引（例えば偶発的、または不確実性の高い多額の取引など）を対象としており、税務当局が定性的な観点から対象事項の税務リスクの程度を判断し評価結果を発行するものであり、事後的に遡及適用することも可能である。

この制度は、従来のAPAプロセスよりも簡素かつ柔軟性が高く、APA制度を補完する有用な制度といえる。この制度は、企業の税務の確実性を高め、事業計画の効率的な実施を促進する効果的な手段となる。なお、この制度は先行して深圳市で展開されており、深圳市にある企業のみを対象としているが、将来的に中国の他の地域でも類似の政策が実施されることが期待される。

KPMGの所見

ポストコロナ時代における世界経済の発展は大きな不確実性を伴っており、世界の租税環境は未曾有の変化に直面している。これを背景に、多国籍企業はこれまでに経験したことのない課題に対峙し、公正な租税環境及び投資・運営の確実性に対する納税者の需要も高まっている。2015年10月、15の行動計画から構成される「BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画」が導入された後、中国をはじめとする多くの国・地域の税務当局は、納税者が租税の確実性をより高めることができるようサポートし、国際的な二重課税を効果的に回避・解消できるように取り組んでいる。

企業はクロスボーダー経営における租税紛争に直面した際、MAPという租税紛争解決ツールを十分に利用し、両国の税務当局に積極的にサポートを求め、自社の合法的な権益を効果的に保護することで、国際的な二重課税の回避・解消を図る必要がある。

MAP案件の解決期間は過去に比べて短縮された。しかし、MAPのみを利用する場合、一方の国・地域の税務当局により既に課税を受けているものの、事後的な両国・地域当局の協議の結果、二重課税を完全に解消できない、または将来を見据えた移転価格リスクの低減効果につながらないなどの問題もある。

⁴ 通知の詳細は深圳市税務局のホームページ（[跨境事項事前税收遵从评估服务问答 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn)）から閲覧可能

従って、将来年度の移転価格調査リスクを計画的かつ効果的に回避し、より長期的に租税上の確実性を求めることが重要となる。そして、企業の長期的かつ持続可能な運営発展につながるよう、税務調査との課税関係が発生した後の事後的な救済措置である MAP 制度の活用以外に、APA 制度、または上述の深圳地区で導入された移転価格関連の事前裁定制度など、先見性かつ能動性のある制度の利用を検討することが望まれる。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 中国華潤ビル 15F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com

スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では1月中旬から2月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[行政法規]

【独占禁止法関連】	
○ 「国务院の事業者結合申告基準に関する規定」(国务院令第773号、2024年1月22日公布・施行)	
	<p>「独占禁止法」に基づく事業者(企業)の合併や、他の事業者の支配権獲得など事業者結合(原文は「経営者集中」)の申告基準に関する規定の改正。</p> <p>■ 国务院独占禁止法執行機関(国家市場監督管理総局)への申告が必要とされる事業者の営業額が以下の通り引き上げられた。</p> <p>① 事業者結合に参加するすべての事業者の前会計年度の全世界範囲における営業額合計が120億元を超え、かつ、少なくとも2社の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも8億元を超える場合(改正前は前者が100億元、後者が4億元)</p> <p>② 事業者結合に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内における営業額合計が40億元を超え、かつ、少なくとも2社の前会計年度の中国国内における営業額がいずれも8億元を超える場合(改正前は前者が20億元、後者が4億元)</p> <p>■ 原文は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6928387.htm</p>
【生態環境】	
○ 「炭素排出権取引管理暫定施行条例」(国务院令第775号、2024年1月25日公布、同年5月1日施行)	
	<p>二酸化炭素など温室効果ガスのいわゆる炭素排出権取引に関する基本法規。中国の炭素排出権取引は、2013年から一部地方に取引市場が設置されて試験的に開始され、2020年に「2030年カーボンピークアウト、2060年カーボンニュートラル」の国家目標が提起されたが、その後、2021年7月から全国炭素排出権取引制度が正式に実施されている。これに伴い、国务院生態環境部門(生態環境部)から登記・取引・決済に関わる管理規則(試行)が發布されたが、これらを踏まえ法規として制定された条例である。</p> <p>■ 本条例には、主に以下のような規定が設けられている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態環境部は、炭素排出権取引及び関連活動の監督管理業務に責任を負う。 ・ 全国炭素排出権登録登記機関は、炭素排出権取引商品の登記に責任を負い、取引決済などのサービスを提供する。 ・ 炭素排出権取引における温室効果ガスの種類・業種の範囲は、国務院生態環境部門が国務院関係部門とともに国家温室効果ガスコントロール目標に基づいて作成し、国務院の許可後に実施する。 ・ 炭素排出権取引に参加できる主体は、温室効果ガス重点排出単位及び国家の関係規定に合致するその他の主体とする。 ・ 重点排出単位の確定条件は、国務院生態環境部門が国務院関係部門と制定し、重点排出単位名簿は省・自治区・直轄市政府の生態環境部門が同級関係部門と制定し、社会に公開する。 ・ 年度炭素排出割当総量と分配計画は、国務院生態環境部門が国務院関係部門と制定、実施する。炭素割当量は無償で分配するが、徐々に有償と組み合わせた分配方法を推進する。 ・ 重点排出単位への炭素割当量の分配は、省級政府の生態環境部門が同級関係部門と実施する。 ・ 炭素排出権取引方法は、協議譲渡、指名入札または国家の関係規定に合致するその他の現物取引方法を採用することができる。 <p>なお、本条例には次のような規定があり、地方の排出権取引市場は将来的に全国排出権取引市場に統合されるものと見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素排出権取引は、徐々に統一の公共資源取引プラットフォームシステムに組み込む。 ・ 本条例施行前に設立された地方の炭素排出権取引市場は、本条例の規定を参照して管理制度を改善し、監督管理を強化しなければならない。本条例施行後は、新たに地方の炭素排出権取引市場を設立せず、重点排出単位は同一の温室効果ガスの種類及び同一業種の地方排出権取引市場の取引に参加しない。 <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202402/content_6930137.htm</p>
--

[法律]

<p>【会社法】</p>
<p>○「中華人民共和国公司法」(主席令第15号、2023年12月29日公布、2024年7月1日施行)</p>
<p>2023年12月29日に「公司法」が改正、公布され、2024年7月1日から施行される。1993年に制定されて以来、6回目の改正で、今回は2018年に改正された現行法の全218条のうち112の条文が実質的に修正される大幅改正となり、本改正法は全266条となった。</p> <p>※既に2月号にて取りあげているが、改正の詳細を以下に掲載する。</p> <p>■原文は、「新華網」の以下のサイトをご参照。 http://www.news.cn/politics/leaders/20231229/2855c2b26f284fb787ffe006783592c4/c.html</p>

【中華人民共和国公司法 改正の詳細】

1. 出資払込期限の設定

- ・ 有限責任公司の出資払込期限について、「株主全体が払込を引き受けた出資額は、公司定款の規定に従い、公司が設立された日から5年以内に満額を払い込む」とされた(第47条第1項)。2013年の改正法で、それまでの出資期限(一般の公司是2年、投資公司是5年)が撤廃され、2018年改正の現行法にも引き継がれたが、新たに5年の期限が定められた。
- ・ 既存の有限責任公司の扱いについては、「本法の施行前に登記・設立された公司是、出資期限が本法の定める期限を越える場合には、法律・行政法規または国务院決定に別段の定めがある場合を除き、本法に定める期限内になるよう徐々に調整しなければならない。出資期限、出資額が明らかに異例である場合は、公司登記機関は、法により速やかに調整するよう要求することができる。具体的な実施規則は、国务院が定める」とされている(第266条第2項)。
- ・ また、増資の場合の払込期限については、「有限責任公司が登録資本を増加させる際に、株主が新たに増加させる資本の出資を引き受けるときは、本法の有限責任公司設立における出資払込の関係規定により執行する」と規定されており(第228条第1項)、有限責任公司を設立した際の出資期限と同様に、増資の変更を登記した日から5年以内と思われる。
- ・ 以上から、既存の有限責任公司を設立した際の出資払込期限、また増資の払込期限を5年とし、本改正法の施行後に払込期限が到来する場合には、本改正法の施行までに公布されるとみられる国务院の実施規則に従って、出資払込期限を調整する必要がある。
- ・ なお、現行法、本改正法とも、定款への記載事項が定められているが、現行法の「出資時間」が本改正法では「出資日」に修正されており、期日を特定することが求められる点にも注意を要する。

2. 出資払込責任の厳格化

- ・ 本改正法では、上記の出資払込期限とともに、株主が出資不履行とした場合の株主や董事などの責任について、以下のような規定が設けられた。特に、株主が複数である有限責任公司是、注意を要する。
 - ① 株主の出資不履行により公司に損失をもたらした場合には、当該株主が賠償責任を負う(第49条第3項)。
 - ② 株主の出資不履行がある場合には、他の株主が出資不足の範囲において連帯責任を負う(第50条)。
 - ③ 董事会は株主への出資確認と払込催告書を通知する義務を負う。また、その義務を怠ったことにより公司に損失を与えた場合には、責任ある董事が賠償責任を負う(第51条第1項、第2項)。
 - ④ 上記③により、董事会が払込催告書を発出した日から一定の猶予期間(60日を下回らない期間で設定)を過ぎても払込を行わない場合には、董事会は当該株主に持分喪失通知書を発出できる。これにより喪失した持分は、6カ月以内に他への譲渡または減資を行い、登録資本から消却する(第52条第1項、第2項)。
 - ⑤ 有限責任公司が期限の到来した債務を弁済できない場合には、公司または債権者は出資未了の株主に対して出資期限前に払込を請求する権利を有する(第54条)。

3. 減資についての新規定

- ・ 本改正法では、近年、日系企業でも増えている減資について、新たな規定が定められた。
 - ① 株主の出資比率に応じた減資の原則
 - ・ 本改正法では、有限責任会社の減資は株主の出資比率に応じて行うが、法律と株主全体の約定がある場合にはそれに従う、とされた(第224条第3項)。現行法には減資の条件についての規定がなく、特定株主の出資額のみを対象とする減資が行われた事例が存在しているが、本改正法の施行後は出資比率によらない減資を行う場合には株主全体の合意が必要となる。なお、本改正法の公布前に3回の改正草案が公開されたが、3回目の草案において例外は「本法またはその他の法律に別段の定めがある場合を除く」のみが規定されていたことから、最終的には条件が緩やかになった。
 - ② 無償減資の条件の明確化
 - ・ 減資には、累積欠損のてん補による財務状況の改善や節税を目的として登録資本のみを減少させる無償減資と株主に出资额の払い戻しを行う有償減資があるが、本改正法では、無償減資の条件について、新たに以下の規定が設けられた。なお、有償減資については、特に定められていない。
 - ・ 登録資本で欠損をてん補する場合は、まず任意積立金と法定積立金を使用し、てん補できない場合は資本準備金を使用することができるとし、それでもなお欠損がある場合に減資により欠損をてん補できる、とされた(現行法では資本準備金の使用を禁止している)。その上で、減資により欠損をてん補する場合は、株主に分配してはならず、また、出資払込の義務を免除してはならない、とされている。(第225条第1項)
 - ・ また、減資により欠損をてん補する場合、債権者への通知と債権者による債務弁済か担保提供の請求ができるとする規定を適用しないが、株主会が減資決議を行った日から30日以内に新聞上または国家企業信用情報公示システム上において公告が必要である、とされている(同条第2項)。さらに、実施後は法定積立金と任意積立金の累計額が登録資本の50%に達するまで利益配当を行ってはならない、とされている(同条第3項)。

4. 解散・清算に関する新規定

- ・ 有限責任会社は、解散の決定に際して、工会(労働組合)の意見と従業員の意見を聴取しなければならない、とする規定が設けられた。また、清算について、董事を「清算義務者」とし、清算組は一般に董事で構成され、清算義務者が清算の義務を履行せず、会社・債権者に損失をもたらした場合には賠償責任を負う、とされた。
 - ① 工会と従業員への聴取義務
 - ・ 「会社は、制度改革、解散、破産申立および経営面の重大問題を検討・決定し、重要な規則・制度を制定する際には、工会の意見を聴取し、かつ、従業員代表大会その他の形式を通じて従業員の意見及び嫌疑を聴取しなければならない」(第17条第3項)。現行法では、同様の意見聴取義務の規定はあるが、その中に「解散、破産申立」は含まれていない。この項目は、3回の改正草案にもなかったが、最終的に追加された。本改正法の施行後に解散する場合、決定前に工会と従業員の意見を聴取するという手続きを踏まなければならない点に注意を要する。

② 清算義務者、清算組の構成

- ・ 現行法では「有限責任会社の清算組は、株主により構成される」とされているが、本改正法では「董事は、会社の清算義務者であり、解散事由が出現した日から15日以内に清算組を構成し、清算を行わなければならない」とされた。また、「清算組は、董事により構成される。ただし、公司定款に別段の規定がある場合、または株主会決議（独資の場合は株主決定）において別に他の者を選任した場合を除く」とされた（第232条第1項、第2項）。すなわち、清算組は一般に董事により構成されるが、定款の規定または株主会決議により董事以外の者が就任することもできる、とされている。

5. 組織機構に関する新規定

- ・ 「外商投資法」（2020年1月1日施行）により、公司（有限責任公司または株式有限公司）の形態をとる外商投資企業は、2024年12月31日までに組織機構とその活動準則について「公司法」の規定に整合するように調整し、変更登記を行うことが義務付けられた。組織機構とその活動準則は定款に規定するため、定款の内容を「公司法」の規定に整合させる必要がある。すでに2018年改正の現行法に基づいて定款を修正した企業も多いと思われるが、本改正法では組織機構と活動準則についても新たな規定が設けられており、再度、修正を検討することが求められる。

① 従業員代表の董事の配置義務

- ・ 本改正法では、「有限責任会社の董事会構成員は3名以上とし、その構成員中の1名を公司従業員代表とすることができる。従業員数が300名以上の有限責任公司是、法により監事会を設置し、かつ、公司従業員代表を有する場合を除き、董事会構成員中に公司従業員代表を有しなければならない。董事会中の従業員代表は、公司従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的に選挙して選出する」と規定された（第68条第1項）。
- ・ なお、上記の監事会における従業員代表については、現行法の規定と同じく、「監事会の構成員は、3名以上とする。監事会の構成員は、株主代表および適切な比率の公司従業員代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。具体的な比率については、公司定款に定める」（第76条第2項）とされる。一方で、「規模が比較的小さい、または株主の人数が比較的小さい有限責任公司是、1名の監事を置き、本法に定める監事会の職権を行使させることができる」（第83条）とされている。ただし、従業員が300名以上の有限責任公司是、監事会を設置せずに1名の監事のみを置いたとしても、董事会に従業員代表を配置しなければならないと思われる。

② 株主会の決議方法、董事会会議の開催要件

- ・ 株主会決議については、現行法では、定款の改定、登録資本の増加または減少、会社の合併・分割・解散または公司形態変更の決議を行う場合には、3分の2以上の議決権を代表する株主の可決が必要であると定められているが、改正法では、その他の事項については過半数の議決権を代表する株主の可決が必要であるとされた（第66条第2項）。「株主会の議事方法および議決手続きは、本法に規定がある場合を除き、公司定款で定める」（同条第1項）とされているため、定款に「過半数に満たない議決権による決議も可能」としている場合は、修正する必要がある。

- ・ 董事会会議の開催要件について、改正法で「董事会会議は、過半数の董事の出席によって開催しなければならない」(第73条第2項)とされた。これも「過半数に満たない董事の出席による開催」を定めている場合は、修正が必要となる。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2022年				2023年				2024年
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	4.5	5.5	5.2	5.2	-
固定資産投資*	前年 同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	5.1	3.8	3.1	3.0	-
第一次産業	前年 同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	0.5	0.1	▲ 1.0	▲ 0.1	-
第二次産業	前年 同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	8.7	8.9	9.0	9.0	-
第三次産業	前年 同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	3.6	1.6	0.7	0.4	-
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	3.0	3.8	4.0	4.6	-
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	5.8	8.2	6.8	7.2	-
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	1.3	0.7	0.4	0.2	▲ 0.8
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.5
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-
	前年 同月比%	15.8	14.2	12.5	7.0	0.5	▲ 3.2	▲ 5.7	▲ 4.6	-
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-
	前年 同月比%	9.6	5.7	4.1	1.1	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 7.5	▲ 5.5	-
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-
対内直接投資 (実行ベース)*(注)	億元	-	7,233.1	10,037.6	12,326.8	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1
	前年 同期比%	-	17.4	15.6	6.3	4.9	▲ 2.7	▲ 8.4	▲ 8.0	▲ 11.7
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.3	5.3	5.2	-
国内自動車 販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9
	前年 同月比%	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 6.7	9.8	8.2	12.0	47.9
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	49.2
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.7

* : 年初からの累計ベース。

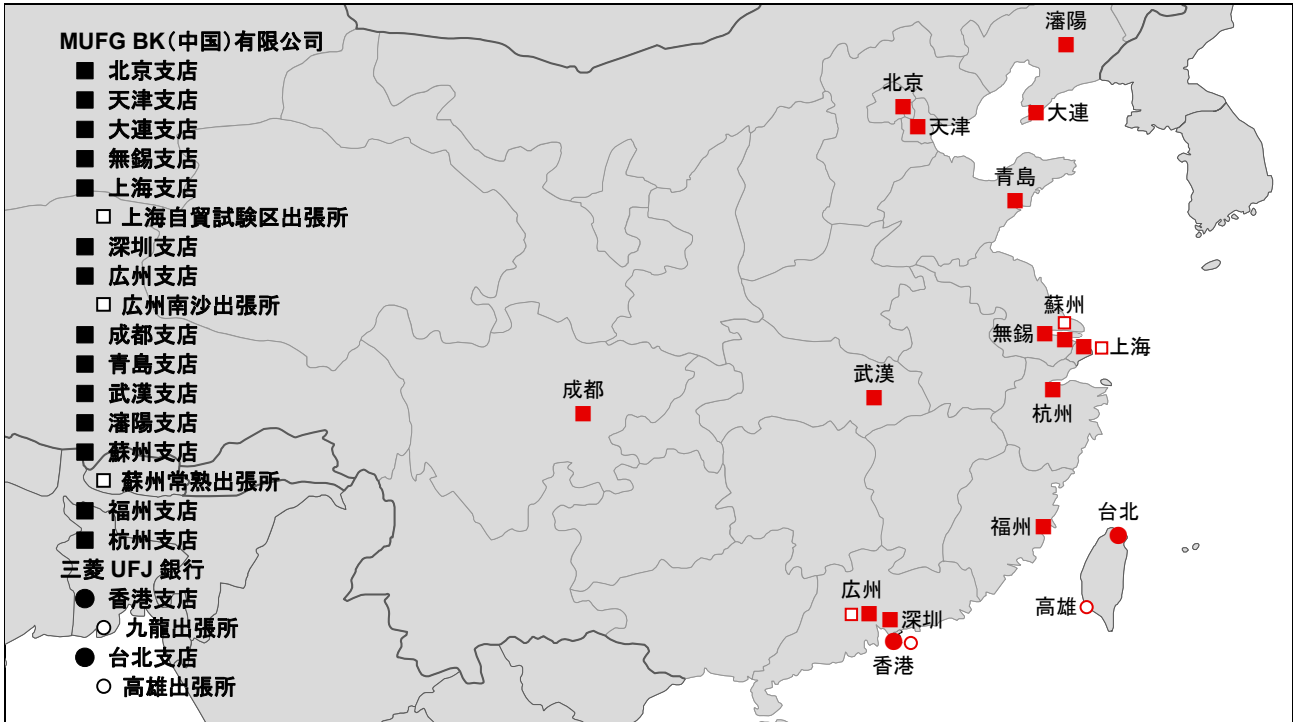
** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 商務部の2022/7/29の発表によると、2022年6月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022年6月から2023年5月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍出張所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高雄出張所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2024年3月15日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。